

＜芦屋 やまぼうし＞会 則

成立：2012年9月25日（世話人会の承認で仮成立）
改訂：2013年5月28日（総会での発議を受けて運営委員会で承認）
改訂：2014年4月1日（第2回総会に承認）
改訂：2015年4月7日（第3回総会に承認）
改定：2019年4月2日（第7回総会で承認）
改訂：2021年4月6日（第9回総会で承認）

総 則

第1条(趣旨と名称)

芦屋市公民館主催の2011年秋と2012年春の「健康山歩き講座」の修了者を中心に発足し、会の名称を「芦屋 やまぼうし」とする。

第2条(事務局と会の所在地)

本会の事務局は芦屋市内に置き、所在地を原則として代表宅とする。

目的および活動

第3条(目 的)

本会は健全で楽しく山歩きをし、健康の維持増進と会員相互の心の豊かな交流を図ることを目的とする。

第4条(活 動)

本会は、第3条の目的を達成する為に次の活動を行う。

- (1) 原則として月2回の山歩き
- (2) 必要に応じて特別企画や行事を行う

会員及び会費

第5条(会 員)

(1) 本会は第3条の目的に賛同し、活動に積極的に参加できる者で構成し、その構成員を会員とする。

(2) 入会を希望する者は第14条の運営委員会の承認を得て会員となる。

(3) 退会または休会する場合は代表に申し出て、受けた代表は運営委員会委員に報告する。

(4) 会員は本会主催の山歩き中に発生した傷害に対応出来る保険に加入しなければならない。また活動中の行動は全て自己責任とする。期の途中で入会した者も同様とする。

第6条(休会員)

会の活動に一定期間参加することが困難な会員は、本人の希望により休会員とし、例会計画や総会資料を受け取り、また会食などの特別行事に参加することができる

第7条(ビジター会員)

(1) 入会検討の為になどで臨時的に本会の例会に参加する者をビジター会員とする。

(2) 参加費は都度200円とし、納付した参加費は会員として入会する場合も返金しない。

(3) 活動中の行動は全て自己責任とする。

第8条(会 費)

(1) 会員は、定められた年会費を納付しなければならない。

(2) 期の途中で入会する者は入会月に応じて月割りとする。

(3) 期の途中で退会または休会する時は既納の年会費は返却しない。

(4) 例会参加の交通費、特別行事の参加費は実費を別途自己負担とする。

第9条(除名)会費を一年以上滞納した者、本会の名誉を著しく傷つけた者、本会則に著しく違反した者は運営委員会で協議し除名することができる。

会計年度

第10条 本会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

運営組織

第11条<世話人>会員の中から次の世話人を選出し、会の運営に当たる。

- (1) 代表:本会を代表し、会の活動全般を統括する。総会を招集する責任と権限を有し、運営委員会を統括する。総会で選任され、任期は2年とする。
- (2) 副代表:代表の業務を補佐し、協力して運営にあたる。運営に必要な事務的業務、を担当する。総会で選任され、任期は2年とする。
- (3) 会計担当:下見交通費など期中の金銭の出納を行う。又収支報告書を作成し期末には会計監査役の監査を受け、結果を代表に報告する。総会で選任する。任期は2年とする。
- (4) 運営委員:各グループは互選で、グループ長(1名)、企画担当(2名程度)を選任する。グループ会員から提案された例会計画案の詳細計画を運営委員会に諮り、必要に応じての下見、直前の実施の可否判断など、担当例会の運営に責任をもち、協力して当たる。

第12条<運営委員会>:世話人全員で構成し、例会計画の検討、会の運営に必要な事項を協議する。原則として3カ月毎に開催する。また総会に諮る議案を審議し、決定する。

第13条<会計監査役>:期中収支明細の監査、及び総会に提示する年度会計収支報告書の会計監査を行い、総会にその結果を報告する。総会で選任する。任期は2年とする。

総会

第14条<定義と議案>:総会は本会の会員により構成され、会の最高決議機関であり、前年度の活動報告・会計収支報告、次年度の代表・副代表・会計監査役及び予算案・活動計画案・会則の改廃など会の運営に拘わる重要事項を審議し決定する。

第15条<時期と招集>:総会は、会計年度終了後遅滞なく開催し、代表が会員に連絡し招集する。

第16条<成立と議決>:総会は、会員の過半数の出席により成立し、議決には出席者の過半数の同意がなければならない

第17条<議事の運営>:代表が仮議長となり、出席者の中から総会議長と書記各1名を選任し議場の承認を得て決定する。総会議長は総会の秩序を保持し、議事を進行し、書記は議事の経過及び結果を記録する。

第18条<臨時総会>:必要に応じて臨時総会を招集することができる。

会則の成立と改廃

19条 本会則は総会の承認を経て成立し、その改廃も同様とする。

細則

第20条 会の目的を達成する為に必要な事項は運営委員会で定めることができる。